

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人子どもたちの集団感染を防ぐ会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、乳幼児の集団感染の予防に関する活動を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 乳幼児の集団感染の予防に関する研究及び講習会の開催
2. 乳幼児の集団感染の予防に関する除菌の提案及び情報提供
3. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社 員

(入 社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第 6 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
2. 半年以上会費を滞納したとき。
3. 除名されたとき。
4. 総社員の同意があったとき。

(退 社)

第 7 条 社員はいつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第 8 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

- 2 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 3 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第4章 役員

(員 数)

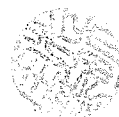
第 9 条 当法人に理事1名以上を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とすることができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第 10 条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から翌年12月31日までの年1期とする。



(剰余金の不配当)

第 11 条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

(残余財産の帰属)

第 12 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 6 章 附 則

(最初の事業年度)

第 13 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 28 年 12 月 31 日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 14 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

静岡県静岡市駿河区谷田 18 番 7 号
設立時社員 落合 茉莉子

福岡県福岡市東区香住ヶ丘三丁目 3 番 20 号
設立時社員 杉町 圭藏

以上、一般社団法人子どもたちの集団感染を防ぐ会を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 27 年 12 月 20 日

静岡県静岡市駿河区谷田 18 番 7 号
設立時社員 落合 茉莉子



福岡県福岡市東区香住ヶ丘三丁目 3 番 20 号
設立時社員 杉町 圭藏

